

家畜衛生だより 令和6年4月号

紀北家畜保健衛生所

電話 073-462-0500

紀南家畜保健衛生所

電話 0739-47-0974

紀南家畜保健衛生所 東牟婁支所

電話 0735-58-1481

令和6年4月1日から BSE検査対象牛が変わります

牛海綿状脳症（BSE）に関する特定家畜伝染病防疫指針の一部改正により、検査対象牛が以下のとおりとなります。

検査対象牛

- ・ **特定症状※1を呈する牛【全月齢】**
- ・ **BSEを否定できない症状※2を呈する牛【全月齢】**

現在、検査対象となっている

96カ月齢以上の一般的な死亡牛は検査対象外となります。

☆牛が死亡した場合

これまでどおり、家畜保健衛生所等の獣医師に連絡し、獣医師の指示を受けるとともに、適正に処理してください。

※1 特定症状

1. 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化がある
 - ①興奮しやすい
 - ②音、光、接触等に対する過敏な反応
 - ③群内序列の変化
 - ④搾乳時の持続的な蹴り
 - ⑤頭を低くし、柵等に押しつける動作のくり返し
 - ⑥扉、柵等の障害物におけるためらい
2. 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状がある

※2 BSEを否定できない症状

1. 死亡前に歩行困難、起立不能等の症状を呈していた又はその可能性が高い牛で、その症状が進行性であり、他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因）では説明できないもの
2. 死亡前に進行性の行動変化又は非特異的な症状を呈していた又はその可能性が高い牛で、他の一般的な理由では説明できないもの
 - ・ 行動変化 : 沈鬱、緊張、目・耳の左右非対称かつ過剰な動き、流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等
 - ・ 非特異症状 : 乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈、心拍障害等

気になることや不明な点がありましたら、
所轄の家畜保健衛生所にお問い合わせください。